

業務実施方法書(例)

(目的)

第1条 本業務実施方法書は、電波法(以下「法」という。)及び登録検査等事業者等規則(以下「登録検査等規則」という。)の規定に基づき、無線設備等の検査又は点検の業務を適正かつ確実に実施することを目的とする。

(検査又は点検を行う無線設備等に係る無線局の種別)

第2条 当社〇〇支店(以下「支店」という)及び支店管轄内の各営業所(以下「営業所」という。)が実施する検査又は点検を行う無線局の種別は、別表第1号のとおりとする。

(検査又は点検の事業を行う事務所の名称及び所在地)

第3条 検査又は点検の事業を行う支店及び営業所の名称及び所在地は、別表第2号のとおりとする。

(検査又は点検の業務を行う組織)

第4条 支店及び営業所の組織のうち、検査又は点検業務を実施する部署は別表第3号のとおり、支店は〇〇部〇〇課、営業所は〇〇課とする。

2 支店の〇〇部長は、総括管理責任者として支店及び営業所の検査又は点検業務全般を統括し、適切な検査又は点検業務の遂行に努める。

また、支店〇〇課長及び営業所〇〇課長は検査又は点検業務及び測定器等の管理責任者とする。

3 支店及び営業所は、必要な場合に判定員及び点検員の相互応援体制をとる。

(判定員及び点検員の氏名及び資格等)

第5条 支店及び営業所における無線局の種別ごとの判定員の氏名及び法別表第4に掲げる条件のうち該当するもの並びに点検員の氏名及び法別表第1に掲げる条件のうち該当するものは、別表第4号のとおりとする。

(測定器等の名称等)

第6条 支店及び営業所が点検に用いる測定器等の名称又は型式及び製造事業者名は、別表第5号のとおりとする。

2 支店及び営業所は、必要な場合には測定器等を相互に使用することができる。

(測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画)

第7条 管理責任者は点検に用いる測定器等の保守及び管理並びに電波法に基づく較正等を適切に行うために以下の基準により実施する。

(1)保守の方法

点検員は自ら日常点検を実施することとし、使用前の外観点検及び使用中の動作状態、機能を確認する。

また、測定器に異常が認められた場合は必要に応じて精度及び性能の確認を行う。

(2)管理の方法

較正等を実施したときは、測定器等の見やすい箇所に較正等の有効期限を記載したラベルを貼付する。

また、測定器ごとに管理台帳(別表第6号)を作成し、名称、型式、製造事業者名、製造番号、登録年月日、較正年月日、較正機関、その他保守状況等必要な事項を記載する。

(3)較正等の計画

測定器等の較正は、較正等を行った日の属する月の翌月の1日から1年以内を基準として較正等の計画を策定する。

[記載例 1 指定較正機関による較正を行う場合]

測定器等の較正は、指定較正機関によるものとする。

[記載例2 法第24条の2第4項第2号二の較正を行う場合(自社内較正)]

測定器等の較正は、次により自社内較正により行う。

ア 同種の測定器のうち、一について指定較正機関による較正を受け、それを自社内較正用副標準器として点検用測定器等の較正を別紙「自社内較正の実施方法」により行う。

イ 較正器等を用いた各々の較正等は、当該副標準器が較正等を受けた日の属する月の翌月の1日から起算して1年以内に行われたものであり、かつ、次の条件のいずれかに適合しているものであること。

(ア) 較正等の対象となる測定器等の不確かさ(注)を算出した値が仕様に定められた精度値に比べて小さいこととなる較正器等であること。

(イ) 較正等の対象となる測定器等の仕様に定められた精度値に比べて、不確かさを算出した値が3分の1以下である較正器等であること。

(ウ) 較正等の対象となる測定器その他の設備の仕様に定められた精度値に比べて、仕様に定められた精度値が3分の1以下である較正器等であること。

(注)「不確かさ」とは、測定結果に付随した測定値のばらつきの特徴を表す指標である。国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格第 17025 等で一般に使用されており、測定結果がある信頼水準に応じて特定の区間(例えば、測定値をA、不確かさをBとすると、 $A+B$ から $A-B$ までの範囲)内に存在していると考えられる場合は、 $A \pm B$ 等と表現する。信頼水準は 95%(包含係数 $k=2$ のとき)を用いること。

- ウ 自社内較正用副標準器を点検用測定器等として使用した場合は、指定較正機関による較正を受けるまでは、自社内較正用副標準器として使用してはならない。
- エ 自社内較正用副標準器に連鎖した較正等を受けた測定器等を点検用測定器等として使用した場合は、較正器等による較正を受けるまでは、較正器等として使用してはならない。

[記載例3 同上 (メーカー等較正)]

測定器等の較正は、〇〇株式会社への委託により行うこととし、委託先において法第24条の2第4項第2号イからハのいずれかに掲げる較正等を受けたものを用いて較正を行うことを契約書等により確認するものとする。

- 2 測定器等の較正を受けた場合には、較正の証明書又はその写しを保存する。
- 3 点検員は、点検に用いる測定器等の異常を認知したときは、管理責任者に報告し、測定器の修理を受ける等の必要な対応を行う。
- 4 管理責任者は較正期限切れ又は不正確な測定器等を点検に使用させてはならない。

(点検のみを行う場合の点検の実施方法等)

第8条 点検の実施方法は、平成23年総務省告示第279号(登録検査等事業者等規則第20条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う点検の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)のとおりとする。

[注 告示以外の方法により実施する場合は、当該告示に準じてその方法を別に規定すること。]

- 2 点検は、前項の実施方法により、次の事項に留意して行う。
 - (1) 依頼者(免許人又は予備免許を受けた者をいう。以下同じ)及び当該無線局に選任された主任無線従事者又は無線従事者(電波の発射を要する場合に限る。)の立ち会いの下に行うこと。
 - (2) 無線局の運用になるべく支障を与えないように実施すること。
- 3 点検を実施したときは、点検員は速やかに点検結果通知書(注 様式は登録検査等規則に定められているもの又は総合通信局長の承認を受けたものとする。)に点検結果を記載し、管理責任者の確認を受けるものとする。
- 4 管理責任者は点検員から提出された前項の点検結果通知書について、記載漏れ及び点検漏れがないかどうか、また、適切な点検が実施されたかどうかを自ら確認した上で、遅滞なく点検結果通知書を依頼者に通知しなければならない。
- 5 点検の一部を委託する場合は、次のとおりとする。

[記載例1 委託先が登録検査等事業者である場合]

- (1) 委託先は、別表第7号の当該無線局の点検業務を行うことができる登録検査等事業者とすること。
- (2) 点検に使用する測定器等は、法第24条の2第4項第2号の較正等を受けたものであることを委託契約に明記すること。
- (3) 点検結果通知書の備考欄又は余白に委託先の事業者名、登録番号、点検員の氏名及び委託した点検の項目を記載すること。
- (4) 委託先が報告する点検結果については、当社の点検員により内容(点検を行った点検員の要件、測定器等の較正等、無線従事者の資格及び員数、法第60条の時計及び備付書類等又は無線設備等)を確認することとし、不備があった場合には委託先に対し是正を求めること。
- (5) 前号の点検結果については、当社が責任を有するものであること。

[記載例2 対象無線局が航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局又は宇宙物体に開設する実験試験局であって、委託先が登録検査等事業者でない場合]

- (1) 委託先ごとに委託する点検の項目は、別表第7号のとおり規定すること。
- (2) 無線設備の電気的特性の点検を委託する場合は、委託先が点検の対象無線機器を製造することを事業として行う者であること。
- (3) 点検に使用する測定器等は、法第24条の2第4項第2号の較正等を受けたものであることを委託契約に明記すること。
- (4) 無線設備の電気的特性の点検以外の項目を委託する場合は、当社と委託先が一体となって総合的に点検を行う体制が確立すること。
- (5) 点検結果通知書の備考欄又は余白に委託先の事業者名及び委託した点検の項目を記載すること。
- (6) 委託先が報告する点検結果については、当社の点検員により内容を確認することとし、不備があった場合には委託先に対し是正を求めること。
- (7) 前号の点検結果については、当社が責任を有するものであること。

[記載例3 対象無線局が船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局であって、委託先が登録検査等事業者でない場合]

- (1) 遭難自動通報設備、双方向無線電話又はレーダーの点検に限ること。
- (2) 委託先ごとに委託する点検の項目は、別表第7号のとおり規定すること。
- (3) 委託先は、船舶安全法に基づく船舶の検査のために装備品の整備を行うことを認められた者とし、当社と業務に関する協定を締結していること。
- (4) 点検に使用する測定器等は、法第24条の2第4項第2号の較正等を受けたものであることを協定に明記すること。
- (5) 点検結果通知書の備考欄又は余白に委託先の事業者名及び委託した点検の項目を記載すること。
- (6) 委託先が報告する点検結果については、当社の点検員により内容を確認することとし、不備があった場合には委託先に対し是正を求めること。
- (7) 前号の点検結果については、当社が責任を有するものであること。

(検査の実施方法等)

第9条 検査の実施方法は、平成23年総務省告示第278号(登録検査等事業者等規則第17条及び別表第7号第3の3(2)の規定に基づく登録検査等事業者等が行う検査の実施方法等及び無線設備の総合試験の具体的な確認の方法を定める件)のとおりとする。

[注 告示以外の方法により実施する場合は、当該告示に準じてその方法を別に規定すること。]

2 点検は、前項の実施方法により、次の事項に留意して行う。

- (1) 免許人及び当該無線局に選任された主任無線従事者又は無線従事者(電波の発射を要する場合に限る。)の立ち会いの下に行うこと。
- (2) 無線局の運用になるべく支障を与えないように実施すること。

3 点検員は、点検を実施したときは速やかに点検結果を判定員に送付するものとする。

4 判定員は、前項の規定に基づき点検員から点検結果を受領したときは、速やかに第1項に規定する検査の実施方法により判定を行うものとする。判定を行う場合においては、点検に不備があったときは再度点検をさせ、又は総合通信局に照会をする等、判定の根拠を明確かつ確実にすること。

5 判定員は、判定を行った場合には検査結果証明書を作成し、管理責任者の確認を受けるものとする。

6 管理責任者は判定員から提出された前項の検査結果証明書について、記載漏れ、点検漏

れ及び判定漏れがないかどうか、また、適切な検査及び点検が実施されたかどうかを自ら確認した上で、総括管理責任者に報告するとともに遅滞なく検査結果証明書を免許人に交付しなければならない。

7 前条第5項の規定は、検査において点検の一部を委託する場合に準用する。

(検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項)

第 10 条 登録検査等規則第 22 条に規定する帳簿等は、それぞれ次のとおりとする。

(1) 検査を行った場合 次の事項を記載した帳簿及び検査結果証明書の写し

ア 検査を行った無線設備等に係る無線局の種別、識別信号及び免許の番号

イ 検査を依頼した無線局の免許人の氏名若しくは名称

ウ 検査及び点検を行った年月日

エ 点検を行った場所

オ 検査の実施項目ごとの検査の成績及び点検の結果

カ 点検を行った点検員の氏名

キ 点検を行った際に使用した測定器等の名称若しくは型式、製造事業者名、製造番号、較正等の年月日、較正機関名及び較正等の方法(ただし、較正等の方法が法第24条の2第4項第2号ニに規定する方法に該当する場合は、当該点検に使用した測定器等を較正等した法別表第3の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、直近の較正等を行った年月日及び較正を行った者の氏名又は名称を併せて記載すること。)

ク 判定を行った判定員の氏名

ケ 総合試験において無線設備の操作を行った無線従事者の氏名、無線従事者の資格及び免許証の番号

(2) 点検のみを行った場合 点検結果通知書の写し

2 管理責任者は前項の帳簿等を検査又は点検業務を行う事務所に備え付け、事業年度毎に整理番号を付して整理し、検査結果証明書の交付の日又は点検結果通知書の通知の日から6年間保存しなければならない。

また、当該業務実施方法書第7条第1項(2)に規定する管理台帳についてもその作成の日から6年間保存しなければならない。

3 総括管理責任者は当該業務実施方法書を主たる事務所に保管し、その写しを管理責任者、判定員、点検員及び関係者の閲覧に供する等周知徹底に努めなければならない。

(その他)

第 11 条 総括管理責任者は法第 24 条の2第2項第1号又は第2号に掲げる事項に変更があったときは、法第 24 条の5の規定に基づき遅滞なくその旨を総合通信局長に届け出なければならない。

- 2 総括管理責任者は登録検査等規則第2条第2項第1号(口の事項を除く。)に掲げる事項を変更しようとするときには、あらかじめ登録検査等規則第5条第2項の規定に基づき届出書を総合通信局長に提出しなければならない。

別表第1号 検査又は点検を行う無線局の種別(第2条関係)

無線局の種別
海岸局、船舶局、航空局、航空機局、固定局、基地局、携帯基地局、陸上移動局、携帯局

別表第2号 検査又は点検事業を行う事務所の名称とその所在地(第3条関係)

	所在地
〇〇(株)〇〇支店	〇〇市…
〇〇(株)〇〇営業所	〇〇市…

別表第3号 検査又は点検の業務を行う組織(第4条第1項関係)

本社(〇〇部) — 〇〇支店

(〇〇部〇〇課)

- ・検査又は点検業務の実施
- ・判定員及び点検員の管理等に関する事
- ・検査又は点検の業務の実施方法に関する事
- ・支店及び各営業所の登録検査等事業の統括
- ・測定器の保守・管理・校正の計画作成等
- ・検査又は点検の業務に係る帳簿等の管理
- ・電波法令に基づく手続き
- ・その他前記に付帯する業務

〇〇営業所

(〇〇課)

- ・検査又は点検の実施
- ・測定器等の保守、管理
- ・検査又は点検の業務に係る帳簿等の管理
- ・その他前記に付帯する業務

〇〇営業所

(〇〇課)

- ・検査又は点検の実施
- ・測定器等の保守、管理
- ・検査又は点検の業務に係る帳簿等の管理
- ・その他前記に付帯する業務

〇〇営業所

(〇〇課)

- ・検査又は点検の実施
- ・測定器等の保守、管理
- ・検査又は点検の業務に係る帳簿等の管理
- ・その他前記に付帯する業務

別表第4号

第1 点検員の氏名及び資格(第5条関係)

無線局の種類	氏名	資格等	電波法別表第1該当区分	備考
海岸局 船舶局 航空局 航空機局 固定局 基地局 携帯基地局 陸上移動局 携帯局	デンパタロウ 電波太郎	第1級陸上無線技術士(従事者免許証番号)	第1号	
固定局 基地局 携帯基地局 陸上移動局	ソウムジロウ 総務次郎	第1級陸上特殊無線技士(従事者免許証番号)	第1号	
携帯局	リクジョウサブロウ 陸上三郎	〇〇工業高等学校電子科卒業無線設備保守経験3年	第3号	証明書添付

注 点検員の記載にあたっては、氏名を重複させないよう表を作成すること。

第2 判定員の氏名及び資格(第5条関係)

氏名	資格等	従事経験年数	電波法別表第4該当区分	備考
デンパタロウ 電波太郎	第1級陸上無線技術士(従事者免許証番号)	3年	第1号	証明書添付
デンパジロウ 電波次郎	●●大学電子工学科卒	3年	第1号	証明書添付
カイジョウサブロウ 海上三郎	第1級総合無線通信士(従事者免許証番号)	5年	第2号	証明書添付

注 判定員の記載にあたっては、氏名を重複させないよう表を作成すること。

別表第5号 点検に用いる測定器等の名称等(第6条第1項関係)

測定器その他の設備の種類	名称又は型式	製造事業者名	備考
周波数計	フリークシーカウンター A1000	(株)△△	自社所有
周波数計	ユニバーサルカウンター A'2000	(株)□□	(株)〇〇からレンタル
高周波電力計	通過型電力計 B3000	(株)××	自社所有
高周波電力計	RFパワーメーター B'72000	(株)□□	(株)〇〇からレンタル
スペクトル分析器	スペクトラムアナライザー C2000	(株)□□	(株)〇〇からレンタル
周波数計	スペクトラムアナライザー C'3000	(株)□□	自社所有
高周波電力計			
スペクトル分析器			

注1 スペクトルアナライザーを周波数計、高周波電力計、スペクトル分析器として較正を受けている場合は、周波数計、高周波電力計、スペクトル分析器として、それぞれ計上すること。

2 測定器を他の者から借り入れる予定の場合は、その旨及び借入の計画を明記すること。無線設備の適正な点検業務を確保するためには、点検の実施に必要な測定器等の確保の状況について具体的な計画が備わっていることが必要であることから、借り入れる測定器等の名称や型式が既に判明しているときは、それらの事項をできる限り具体的に記載すること。

3 無線局の種別に応じて点検に必要な測定器等を確保すること。

別表第6号 測定器等管理台帳(第7条第1項(2)関係)
適宜の様式

別表第7号 委託可能な登録点検事業者(第8条第5項及び第9条第7項関係)

[記載例1 委託先が登録検査等事業者である場合]

○委託可能な登録点検事業者

	委託先事業者名	登録番号	委託する点検の項目
1	●●株式会社	○検第 xxxx 号	電気的特性の点検以外の項目
2	△△株式会社	○検第 yyyy 号	電気的特性
3	株式会社○○	○R第 xxxxx 号	電気的特性の点検以外の項目
4	株式会社▲▲	○点第 xxxxx 号	電気的特性

[記載例2 航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局又は宇宙物体に開設する実験試験局であって、委託先が登録検査等事業者でない場合]

○航空機局、航空機地球局、宇宙局、人工衛星局又は宇宙物体に開設する実験試験局の場合

	委託先事業者名	委託する点検の項目
1	●●株式会社	電気的特性の点検以外の項目
2	△△株式会社	WX RADER、ELT の電気的特性
3	株式会社○○	LRRA の電気的特性

[記載例3 船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局であって、委託先が登録検査等事業者でない場合]

○船舶局、無線航行移動局又は遭難自動通報局の場合

	委託先事業者名	委託する点検の項目
1	●●株式会社	遭難自動通報設備、双方向無線電話及びレーダー
2	△△株式会社	レーダー
3	株式会社○○	遭難自動通報設備及びレーダー